

記載例

(様式 令和6年11月第3版)

高知市 支払案内サービス利用申請書(新規・変更・廃止)

債権者登録番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
申請人 <small>※債権者登録内容と同一であること。</small>	住所	高知市本町5丁目1番45号								
	氏名	株式会社 出納 代表取締役 出納 太郎 <small>※法人の場合は、名称、代表者職名、代表者氏名を入力してください。</small>								
	電話番号	088-823-9477								
申請区分 <small>(○をつけること)</small>	新規 ・ 変更(メールアドレス) ・ 廃止									
支払案内サービス利用登録用メールアドレス ※申請書提出時の送信元メールアドレスと同一であること。										
△△△△△△@△△△△△△										

新規・変更(メールアドレス)・廃止のうち、該当する申請区分に○をつけてください。

(注意事項等)

- メールアドレスの入力誤りにご注意ください。また、利用申請書に入力した支払案内サービス利用登録用メールアドレスから、利用申請書の提出(メール送信)をお願いします。  
なお、利用申請書送信元メールアドレスと支払案内サービス利用登録用メールアドレスが異なる場合は、利用申請書送信元メールアドレスが支払案内サービスに登録されます。
- 債権者様に対して支払案内サービスから「ユーザID・仮パスワード」についてメールを送信いたします。本メールは「no-reply-kochicity-suitouka@shiharai-annai.com」より送信しますが、セキュリティ設定や、迷惑メール対策等で、メールが債権者様に正しく届かないことがあります。  
債権者様にはお手数をおかけしますが、下記メインのメールを受信できるように、各種設定(迷惑メール設定から解除等)を行っていただくようお願いいたします。  
ドメイン「@shiharai-annai.com」
- 支払案内サービスからサービス利用登録用メールアドレス宛に「ユーザID・仮パスワード」についてメールを自動送信します。メール送信日から30日以内に初回ログイン・仮パスワード変更が必要となります。なお、期限が過ぎた場合につきましては、再度、支払案内サービス利用申請書の提出が必要となります。再提出の際には、メールの本文に「30日以内にログインできていないため、再提出である」旨の記載をお願いします。
- 支払案内サービスへのアクセスは、セキュリティの関係上、日本国内からのアクセスのみ可能です。国外からのアクセスはできません。
- 支払案内サービスの利用料は無料です。ただし、インターネットの通信料は債権者様負担となります。

■債権者登録番号…10桁の債権者登録番号を入力ください。

申請人について(債権者登録内容と同一であること)

- 法人の場合 所在地、名称、代表者職名、代表者氏名、電話番号を入力ください。
- 個人の場合 住所、氏名、屋号等ある場合はその名称、電話番号を入力ください。

申請区分について

- ①支払案内サービス利用申請 新規  
本サービスの利用を開始するときにご提出ください。
- ②支払案内サービス利用申請 変更(メールアドレス)  
支払案内サービス登録用メールアドレスを変更するときに限り、ご提出ください。  
※住所、氏名、電話番号を変更するときは「債権者登録変更申請書」をご提出ください。
- ③支払案内サービス利用申請 廃止  
本サービスの利用を廃止するときにご提出ください。

利用申請から支払案内サービス閲覧までの流れ(※新規登録・メールアドレス変更とも同様の流れとなります)

- 【債権者様】支払案内サービス利用申請書をメールで提出。  
※提出先メールアドレス:kc-030201@city.kochi.lg.jp
- 【高知市側】支払案内サービスから支払案内サービス利用登録用メールアドレス宛に「ユーザID・仮パスワード」についてメールを自動送信します。
- 【債権者様】上記メールに記載されたユーザID・仮パスワードを用いて、支払案内サービスにログイン。  
※メール送信日から30日以内に初回ログイン・仮パスワード変更が必要です。  
なお、期限が過ぎた場合につきましては、再度、支払案内サービス利用申請書の提出が必要となります。再提出の際には、メールの本文に「30日以内にログインできていないため、再提出である」旨の記載をお願いします。
- 【債権者様】支払案内サービスにて支払内訳を閲覧することができます。  
※初回ログイン・仮パスワードの変更は自動送信メール受信後から可能です。

■支払案内サービスへの掲載情報につきましては、掲載から2年経過すると情報が自動削除されます。情報を保存する必要がある場合は、事前に支払情報をダウンロードするなど債権者様により別途保存をお願いします。

■債権者登録の廃止をした場合や支払案内サービスの利用を廃止した場合は、上記の自動削除期間にかかわらず、支払情報が削除されます。情報を保存する必要がある場合は、事前に支払情報をダウンロードするなど債権者様により別途保存をお願いします。